

災害時における汚泥等洗浄応急対策の協力に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県塗装工業会（以下「乙」という。）及び一般社団法人日本塗装工業会山梨県支部（以下「丙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合における甲の管理する建築物の汚泥等洗浄応急対策に係る業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が必要と認める公共施設及び避難所等の建物に被害が発生したときの汚泥等洗浄応急対策に係る業務（以下、「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙及び丙に対して支援協力を得るにあたって必要な事項を定め、建築物の早期復旧を図ることを目的とする。

（支援協力の要請）

第2条 甲は、応急対策業務のために、乙及び丙の会員の有する技術、労力及び資機材の必要があると認めるときは、乙及び丙に対し支援協力を要請することが出来る。

2 要請は応援要請書によるものとするが、緊急を要する時は、電話等の通信方法により行い、後日速やかに応援要請書を送付する。

3 乙及び丙は前項の要請があったときは、可能な限り、協力するものとし、協力する場合は別に定める応急対策業務応諾書を甲に送付する。

（経費の負担）

第3条 乙及び丙が甲の要請により実施した応急対策業務に要した費用は、乙及び丙が負担するものとする。

（報告）

第4条 乙及び丙は応急対策業務を完了した場合は、速やかに甲に報告する。

（体制の確保）

第5条 甲乙丙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡窓口を定め、必要な情報を交換する。

2 乙及び丙は災害時に応急対策業務を速やかに実施できる体制を平常時から確保する。

（災害情報の提供）

第6条 乙及び丙は応急対策業務実施中に覚知した災害等の情報を積極的に甲に提供する。

(災害補償)

第 7 条 応急対策業務に従事した者が、当該応急対策業務の実施により負傷又は死亡した場合の災害補償については、乙及び丙の責任において行う。ただし、「災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和 37 年山梨県条例第 55 号)」が適用される場合は、甲が補償する。

(有効期限)

第 8 条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲乙丙いずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を持続する。

(雑則)

第 9 条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 28 年 3 月 22 日

甲 山梨県甲府市丸の内 1 丁目 6 番 1 号

山 梨 県 知 事

乙 山梨県甲府市蓬沢町 1 1 4 6
山梨県塗装工業会

会 長

丙 山梨県富士吉田市上吉田 5 3 9 7
一般社団法人 日本塗装工業会山梨県支部

支 部 長